

チョイソコかりや実証運行（2期（延長）：令和7年4月～令和7年9月）運行計画

（1）運行の目的

- ①地域内交通として、市民の生活に必要な移動手段の確保
- ②高齢者等の外出促進による健康増進や交流とにぎわいの創出

（2）運行期間

令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

※以降の運行については、刈谷市都市交通協議会にて協議するものとする。

（3）運行区域及び運送の区間

（運行区域）

井ヶ谷町、東境町、西境町、今川町の一部、今岡町の一部、一里山町の一部の乗降地点間（刈谷市内の国道1号以北の市域）及び富士松駅、富士松支所間

（運行の区間）

上記運行区域内に設けた停留所間

及び、

上記運行区域内に設けた停留所と富士松駅、富士松支所に設けた停留所間

（4）実施体制

刈谷市（事業管理者）、株式会社アイシン（運営事業者）及び大興タクシー株式会社（運行事業者）の三者にて協定を結び事業を実施していく。

（5）利用対象・会員条件

利用対象は、チョイソコかりや会員登録申込書を株式会社アイシンへ提出し、書面にて利用開始の連絡を受けた者（以下「会員」という。）及びその介助者または同行者とする。

なお、会員条件は次の①②③の全ての条件を満たす者とする。

- ①小学生以上の刈谷市民であり、上記運行区域に在住する者
- ②自分で、又は保護者もしくは介助者の補助により、コールセンターへの連絡又はインターネットによる申込みができる者
- ③自分で、又は保護者もしくは介助者の補助により、停留所への移動及び車両への

乗降ができる者。

※介助者の同行により乗降できる場合は車いす利用者でも利用可、ただし車いすが収納できる場合に限る。

※車いすによる直接の乗降は不可。

※小学生、中学生については、保護者の同意のもと会員登録を行うものとする。

※小学生の利用については、保護者が利用予約を行うことを基本とする。

※市は必要に応じて住民情報等をもとに会員条件の確認を行うものとする。

(6) 停留所

乗降場所として、下記のとおり停留所を設置する。なお、移動は停留所間の移動のみを可能とし、停留所以外での乗降はできないものとする。

①住宅地停留所

運行区域内の任意の場所に設置する停留所で、利便性や安全性などを考慮し、地域住民と意見交換した上で設置する停留所。

②事業者停留所

運行区域内にあるスポンサーとして協賛する事業者（店舗、病院、企業など）が施設の所在地に設置する停留所。

③公共施設等停留所

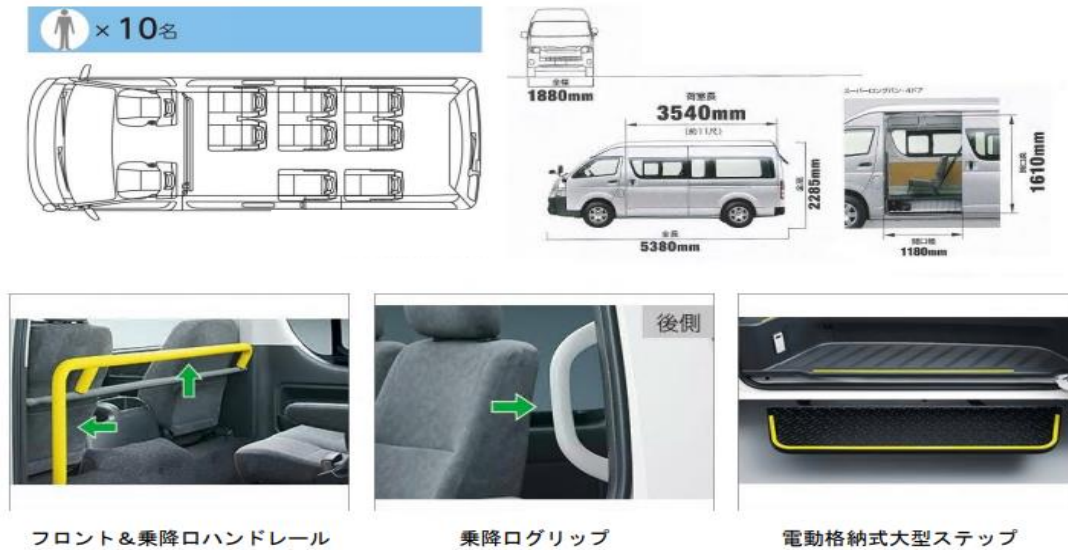
市が指定する公共施設等に設置する停留所。

(7) 運行車両

- ・ 10人乗りハイエース1台（全長 5,380 mm、全幅 1,880 mm、全高 2,285 mm）
- ・ 運転手1人、乗客8人

※株式会社アイシンが調達する上記の車両1台を運行事業者に無償貸与する。

※車両の定期点検や事故・故障時等に備え、運行事業者において予備車両1台を用意するものとする。



(8) 運行日・時間

平日・午前8時30分から午後4時まで（午後4時までの降車を対象）

※運行日は下記を除く

- ①土曜日及び日曜日
- ②祝日
- ③天候条件や災害など安全な運行に支障がある日
- ④年末年始（12/29～1/3）等、運行事業者が別に定めた日

(9) 運賃

対 象	運 賃	備 考
一般（中学生以上 7 5 歳未満）	3 0 0 円	
7 5 歳以上	2 0 0 円	
小学生、障害者	2 0 0 円	本人に限る

※障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健手帳の交付を受けている者をいう。

(1 0) 予約申込

- ・電話又はインターネットにて乗降場所、希望時間を申し込み、予約が成立した場合に乗降できる。なお、予約内容以外の乗降はできないものとする。
- ・電話予約は、利用希望日時の 1 週間前から 3 0 分前までとし、受付時間は、平日の午前 8 時から午後 4 時までとする。

(1 1) 運行体制

運行事業者は、刈谷市中小企業振興基本条例に基づき、市内に事務所又は事業所を有する主な交通事業者 1 者とする。

(1 2) 停留所設置、廃止ルール

①設置手続き

停留所の設置を行う場合は、事業管理者が承認したもののみ設置できるものとし、手続きが完了した停留所については速やかに設置をする。

なお、停留所の設置を行った場合は、刈谷市都市交通協議会において報告するものとする。

②廃止手続き

停留所の廃止を行う場合は、事業管理者が承認したもののみ廃止できるものとする。3 月、6 月、9 月、1 2 月（以下「廃止月」という。）の末日までに手続きが完了した停留所については、翌廃止月をもって廃止できるものとする。

停留所運用期間が 3 カ月未満の停留所については、利用者の利便性を考慮し、原則廃止できないものとする。ただし、廃止すべき特別な事由が認められる停留所については、この限りではない。

なお、停留所の廃止を行った場合は、刈谷市都市交通協議会において報告するものとする。

〈停留所廃止イメージ〉

8 月	9 月 廃止月	10 月	11 月	12 月 廃止月	1 月	2 月	3 月 廃止月
手続			手続				
		周知期間			周知期間		
				廃止			廃止

（１３）利用促進の取り組み

株式会社アイシンが主体となり、協賛事業者や行政と連携し、地域住民の外出機会の創出に繋がるイベント等を企画・実施する。

また、１か月に１回程度、会員に対する広報誌「チョイソコ通信」を送付するものとする。記載内容は、イベントや協賛事業者の情報、停留所の設置及び廃止等、その他必要と判断するものとする。

(1 4) 検 証

①項目＊取得可能データ、アンケートから整理予定＊

項 目	検 証 内 容	検 証 方 法
チョイソコ利用者	・ 1 日当たりの利用者数 ・ 時間別利用者数 ・ O D データ ・ 年代別利用状況 ・ 登録者のうち未利用者数 ・ 電話、インターネット予約状況 ・ 予約不成立状況 ・ 乗合率 ・ リピート率 ・ 目的創出による利用状況の変動	チョイソコ利用者データ
	・ 利用満足度 ・ 利用をしなくなった人の理由 ・ 行き又は帰りの移動手段 ・ 自家用車依存度 ・ 以前の主な移動手段 ・ 免許返納状況	チョイソコアンケート
チョイソコ利用者の 外出頻度	・ 外出頻度の変化	チョイソコアンケート
チョイソコの事業性	・ 収支（非開示）	チョイソコアンケート

- ・ 検証結果を基に必要に応じて運行計画の変更案を作成するものとする。
- ・ 検証結果及び運行計画の変更案は、刈谷市都市交通協議会において報告又は協議するものとする。

②数値目標

事業の効果を測定・検証し、より良い地域公共交通サービスを実現するため、以下のとおり数値目標を設定することとします。

項 目	目 標 値	備 考
月間のべ利用者数	3 0 0 人	